

静岡県 週休2日推進工事（建築工事）実施要領

【新旧対照表】

令和5年4月

静岡県

新旧対照表

現 行	改 訂
<p style="text-align: center;">静岡県 週休2日推進工事（建築工事）実施要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。</p> <p>本要領は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。</p> <p>（対象工事）</p> <p>第2条 原則として、静岡県が発注するすべての建築工事（建築設備工事を含む）を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。</p> <p>（1） 施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事</p> <p>（2） 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。</p> <p>（1） 週休2日</p> <p>対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>（2） 対象期間</p> <p>工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。</p> <p>（3） 現場閉所</p> <p>一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事（以下、「関連工事」という。）を含めて、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。</p> <p>（4） 現場休息</p> <p>分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。</p> <p>（5） 現場閉所（現場休息）率</p> <p>対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（現場閉所（現場休息）日数／対象期間日数）をいい、現場閉所（現場休息）率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">静岡県 週休2日推進工事（建築工事）実施要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。</p> <p>本要領は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。</p> <p>（対象工事）</p> <p>第2条 原則として、静岡県が発注するすべての建築工事（建築設備工事を含む）を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。</p> <p>（1） 施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事</p> <p>（2） 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。</p> <p>（1） 週休2日</p> <p>対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>（2） 対象期間</p> <p>工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。</p> <p>（3） 現場閉所</p> <p>一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事（以下、「関連工事」という。）を含めて、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。</p> <p>（4） 現場休息</p> <p>分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。</p> <p>（5） 現場閉所（現場休息）率</p> <p>対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（現場閉所（現場休息）日数／対象期間日数）をいい、現場閉所（現場休息）率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p>

新旧対照表

現 行	改 訂
<p>(発注)</p> <p>第4条 発注方式は次のいずれかの方式とし、適用する発注方式に応じた特記仕様書（別紙1、2記載例）により対象工事である旨を明示する。</p> <p>(1) 発注者指定型 発注者が週休2日に取り組むことを指定する工事をいう。 当初より4週8休以上を前提に労務費を補正して発注し、4週8休に満たない場合は、第6条に基づき現場閉所（現場休息）の達成状況に応じて労務費を補正し契約を変更する。</p> <p>(2) 受注者希望型 受注者が対象期間開始前に発注者に対して週休2日に取り組む（受注者希望型では4週6休以上で取り組むことを含む。）旨を協議したうえで取り組む工事をいう。 当初は週休2日推進に係る労務費の補正を行わずに発注し、4週6休以上となる場合は、第6条に基づき現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費を補正し契約を変更する。</p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 実施方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法</p> <p>ア 対象期間開始前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「対象期間」の設定として、準備期間、後片付け期間及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受発注者間協議により設定する。 ・受注者希望型の場合は、週休2日に取り組むレベル（「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」または「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下、「取組レベル」という。）を受発注者間協議により設定する。 ・受注者は「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は週休2日（受注者希望型については取組レベルに応じた4週6休以上）が確保されていることを確認する。 ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで実施工程表等を作成する。 <p>イ 対象期間中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程計画の見直し等が生じた場合には、受注者はその都度「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は見直し後の計画を確認する。なお、実施工程表等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。 ・監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。 <p>ウ 現場閉所（現場休息）率確認時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、監督員による現場閉所の状況（実績）の確認のため実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出する。 	<p>(発注)</p> <p>第4条 発注方式は次のいずれかの方式とし、<u>原則、発注者指定型とする。ただし、不確定要素等により工程遅延の可能性がある工事等については受注者希望型とすることができる。なお</u>、適用する発注方式に応じた特記仕様書（別紙1、2記載例）により対象工事である旨を明示する。</p> <p>(1) 発注者指定型 発注者が週休2日に取り組むことを指定する工事をいう。 当初より4週8休以上を前提に労務費を補正して発注し、4週8休に満たない場合は、第6条に基づき現場閉所（現場休息）の達成状況に応じて労務費を補正し契約を変更する。</p> <p>(2) 受注者希望型 受注者が対象期間開始前に発注者に対して週休2日に取り組む（受注者希望型では4週6休以上で取り組むことを含む。）旨を協議したうえで取り組む工事をいう。 当初は週休2日推進に係る労務費の補正を行わずに発注し、4週6休以上となる場合は、第6条に基づき現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費を補正し契約を変更する。</p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 実施方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法</p> <p>ア 対象期間開始前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「対象期間」の設定として、準備期間、後片付け期間及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受発注者間協議により設定する。 ・受注者希望型の場合は、週休2日に取り組むレベル（「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」または「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下、「取組レベル」という。）を受発注者間協議により設定する。 ・受注者は「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は週休2日（受注者希望型については取組レベルに応じた4週6休以上）が確保されていることを確認する。 ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで実施工程表等を作成する。 <p>イ 対象期間中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程計画の見直し等が生じた場合には、受注者はその都度「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は見直し後の計画を確認する。なお、実施工程表等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。 ・監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。 <p>ウ 現場閉所（現場休息）率確認時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、監督員による現場閉所の状況（実績）の確認のため実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出する。

新旧対照表

現 行	改 訂
<p>・監督員は、上記により確認した現場閉所（現場休息）の状況により現場閉所率を算出のうえ現場閉所率（現場休息）確認書（様式1）を作成し、受注者に交付する。なお、受注者希望型において現場閉所（現場休息）率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定し、第6条、第7条及び第8条を適用する。</p> <p>エ その他留意事項</p> <p>・発注者指定型において受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。</p> <p>・受注者及び監督員は関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離又は分割で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。</p> <p>・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。</p> <p>・監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。</p> <p>（2） 適正な工期の確保 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。特に新築工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。</p> <p>（3） 入札参加者等への周知 本要領に基づく受注者の取組実施内容は、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。</p> <p>（費用の計上）</p> <p>第6条 現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。なお、費用の補正に係る具体の積算等の方法は、別に定める静岡県週休2日推進工事（建築工事）積算要領による。</p> <p>（工事成績評定点の加点）</p> <p>第7条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所（現場休息）率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。</p> <p>（1） 4週8休以上の場合は、2点を加点する。</p> <p>（2） 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。</p> <p>（3） 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。</p> <p>（達成証明）</p> <p>第8条 本要領を適用して週休2日推進工事の対象とした工事において第5条（1）により4週6休以上の実施が確認された場合は、その達成状況を<u>工事成績評定通知書</u>により発注者から受注者に通知する。</p>	<p>・監督員は、上記により確認した現場閉所（現場休息）の状況により現場閉所率を算出のうえ現場閉所率（現場休息）確認書（様式1）を作成し、受注者に交付する。なお、受注者希望型において現場閉所（現場休息）率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定し、第6条、第7条及び第8条を適用する。</p> <p>エ その他留意事項</p> <p>・発注者指定型において受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。</p> <p>・受注者及び監督員は関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離又は分割で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。</p> <p>・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。</p> <p>・監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。</p> <p>（2） 適正な工期の確保 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。特に新築工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。</p> <p>（3） 入札参加者等への周知 本要領に基づく受注者の取組実施内容は、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。</p> <p>（費用の計上）</p> <p>第6条 現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。なお、費用の補正に係る具体の積算等の方法は、別に定める静岡県週休2日推進工事（建築工事）積算要領による。</p> <p>（工事成績評定点の加点）</p> <p>第7条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所（現場休息）率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。</p> <p>（1） 4週8休以上の場合は、2点を加点する。</p> <p>（2） 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。</p> <p>（3） 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。</p> <p>（達成証明）</p> <p>第8条 本要領を適用して週休2日推進工事の対象とした工事において第5条（1）により4週6休以上の実施が確認された場合は、その達成状況を<u>工事検査結果通知書</u>により発注者から受注者に通知する。</p>

新旧対照表

現 行	改 訂
<p>(その他)</p> <p>第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は令和3年12月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(その他)</p> <p>第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は令和3年12月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は令和5年4月1日から施行する。</u></p>

新旧対照表

現 行	改 訂
-----	-----
